

現代会計の見方・考え方

第7回 インフォームド・コンセント
とフィデューシャリー

－医者患者関係と現代会計の見方－

駒澤大学教授 石川純治

今回は幾分余談めいた話から始める。とはいえず、今回のテーマは前回の議論(「会社とは何か」と会計)と密接に関わっている。日々営為の人間の生の関係から会計のあり方を見てみると、会計もぐっと生きたものに見えてくる。後述するように、会計は本来そうした関係をその基礎においているからである。

インフォームド・コンセントの問題性

世田谷の特養医師石飛孝三氏の『「平穩死」という選択』(幻冬舎、2011年)という本がある。昨年読んだ本のなかでも飛びっ切り気に入っている。というのも、筆者もすでに還暦を過ぎ、高齢者になりつつある現実をしっかりと見据えて生きていかねばならないだけに、この本はいろいろな点で考えさせられるからである。

さて、その幾分唐突な話から始めたのはわけがある。すなわち、そのなかの次の一節を読んだとき、はっと気づいたことがある。それは前回のテーマに通じる。多少長くなるが引用しよう。

「私はどうもインフォームド・コンセントに馴染めません。その根底に、うまくいかなかった場合に具える弁解、自己保身がつきまとうように思えてならないのです。本来は、じゅうぶんに患者に情報を提供して、患者が自分で判断できる条件を整えてあげるのが狙いであることを私も承知はしていますが、実際には、医療者と一般の方との情報量には大変な違いがあります」(同書 132-133 頁、傍点は石川)。

ここで、医者会社経営者(取締役)、患者を株主(投資者)、情報を会計情報、と読み替えてみよう。すると、前回議論した現代の会計の見方(基本性格)に通じてくる。さらに、続けて次のように述べている。ここが実は重要なところである。

「結局、一方通行な面を否定できないのが現実です。医療をする側は誠意をもって尽くすしかない。患者側はその誠意を信頼して任せるしかないのです。肝腎なのは治療の技術、内容を、医師側がどれだけ誠意をもって行うか、なのです。…ただ、インフォームド・コンセントという手順を踏んだかどうかではないのです。何をしたかではないのです。どうしたかなのです」(同書 133 頁、傍点は石川)。

まさに、ここでの医者患者間の関係が後述の会計の本来的なあり方と関わる(補注1)。

「エクイティ」の語源と平衡法

会計の役割は、大きくは「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。今日、前者の投資家の意思決定(投資判断)に役立つ会計が主流になっているが、後者の会計もきわめて重要である。それは「エクイティ・アカウンティング」ともいわれるように、「エクイティ」という用語が鍵概念になる。

エクイティは会計でもおなじみだが、その語源まで遡った理解が大切である。すなわち、辞書で equity をひくと、①公平、公正、②衡平法(慣習法の欠点を公正と正義で補う英米法によ

るさばき)、③株式、株主持分、といった訳がで
てくる。③の「持分」が会計上の意味だが、そ
れが実は①と②につながっている。ここが重要
なところである。

このエクイティという概念を知るには、イギ
リス法の歴史の知識が必要になる。ここでは詳
しくは触れないが、もともとエクイティは中世
においてコモンローでは救済されない争いであ
っても、正義と衡平の見地から、不正義を救済
する必要性の認識からでてきた。重要なのは、
中世の土地使用における委託者ないし受益者
(領主)と受託者との「信認 (fiduciary)」の
関係である。そして、受託者が受益者のため約
束を守らない場合、コモンローではエクイティ
の考え方が存在せず、救済できなかったのであ
る。

そのエクイティ概念には会計のあり方に関わ
る重要な点がある。1つは前回の2つの「所有」
(1階の所有と2階の所有)での1階(会社＝
ヒト)の所有(会社→財産)であり、もう1つ
はここでの「信認」(信任)という関係である。

契約と信認—自己責任と依存関係

信認関係で重要な点は、今日の個人主義に基
づく自由な「契約」とは異質な関係であるとい
う点である。契約は対等な個人間の自由意思に
基づくが、信認は対等ではなく依存(あるいは
互助)の関係であり、しかも受託者は高度の忠
実義務(最高度の信義誠実を尽くす責任)を負
う関係である。この関係に根ざす会計のあり方
が受託者責任の会計であり、今日のコーポレー
トガバナンスの一環としての会計に通じる。も
ともとエクイティの基礎に、信頼、良心、正義、
公平があるという点が重要である(補注2)。

さらに言えば、契約と信認はいくつかの基本
点で異なる。対比的に示せば、「契約」の基礎に

個人主義、不信、市場機能の重視(市場原理)、
対等な関係があるといえ、「信認」には共同体
主義、信頼、非市場(国家の役割)、依存(互助)
の関係といった基礎がある。前者の基礎には私
的自治(自由契約)と自己責任があり、情報開
示はその自己責任とセットといえる。ここが後
述する現代会計の見方にとって重要である(補
注3)。

そして、同じく「公正」といっても、fairで
の公正とequityやfiduciaryでの公正とはその
土壤を同じくしない。金融ビッグバンの3原則
「フリー、フェア、グローバル」での「フェア」
は前者の場合での公正であるといえる(fairはも
ともと「市場」と通じている)。金商法上の市場
公平と会社法での取締役の責任(信認の受託責
任)からでてくる公正概念とは同じでないので
ある。

2つの会計のあり方—現代会計への視点

ここで話を先の医者患者関係に戻そう。重要
なことは、「患者側はその誠意を信託して任せる
しかない」は、まさに(対等ではなく)「依存」
の関係であり、契約での自己責任とは異質であ
るという点である。また医者側では、「医療をす
る側は誠意をもって尽くす」という点、つまり
高度の忠実義務を負う(最高度の信義誠実を尽
くして行動する)という点が重要なのである。

この医者患者関係のあり方は現代の会計の見
方に通じる。すなわち、証券市場を中核におく
投資家のための会計(2階の会計)では、情報
開示と自己責任がその基礎にある。これは先に
みたインフォームド・コンセントのあり方にも
通じる。これに対し、経営者(医者)の高度な
忠実義務に根ざした会計のあり方(1階の会計)
は、先にみたフィデューシャリーの関係に通じる。

重要な点は、証券の売買(投資決定)での会

計の役割と、信認関係における会計の役割の相違、すなわち投資判断のための有用性（情報・予測）と信認義務に不可欠の倫理性（忠実性、良心・公正）との本来的相違である。

こうして、以上の点を前回みた1階の会計と2階の会計の図表に重ねてみれば、下の表に示すように、2つの会計のあり方の相違もよく見えてくる（補注4）。そして、第3回では現代会計の歴史性（歴史的位罫）に触れたが、2階の会計（とりわけディスクロージャー制度）は、歴史的には1階の会計よりもずっとあとで登場していることもわかるだろう。まさに、1階あってこそその2階なのである。

※補注

1) インフォームド・コンセント（IC）の問題性は、水野肇『インフォームド・コンセント』（中央公論新社、1990年）が参考になる。ここではICの“アメリカ的暴走”をチェックするとともに、日本版ICの必要性を強調しているが、そこに現代の会計世界、とりわけ日本の抱える会計問題との類似点が見える。

2) 会社法での取締役の責任には善管注意義務にとどまらず忠実義務（無過失責任）が課されるが、これが信認義務からきている点が重要

である。詳しくは、イギリス法の歴史も含めて、拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」（『駒澤大学経済学論集』2006年3月）参照。

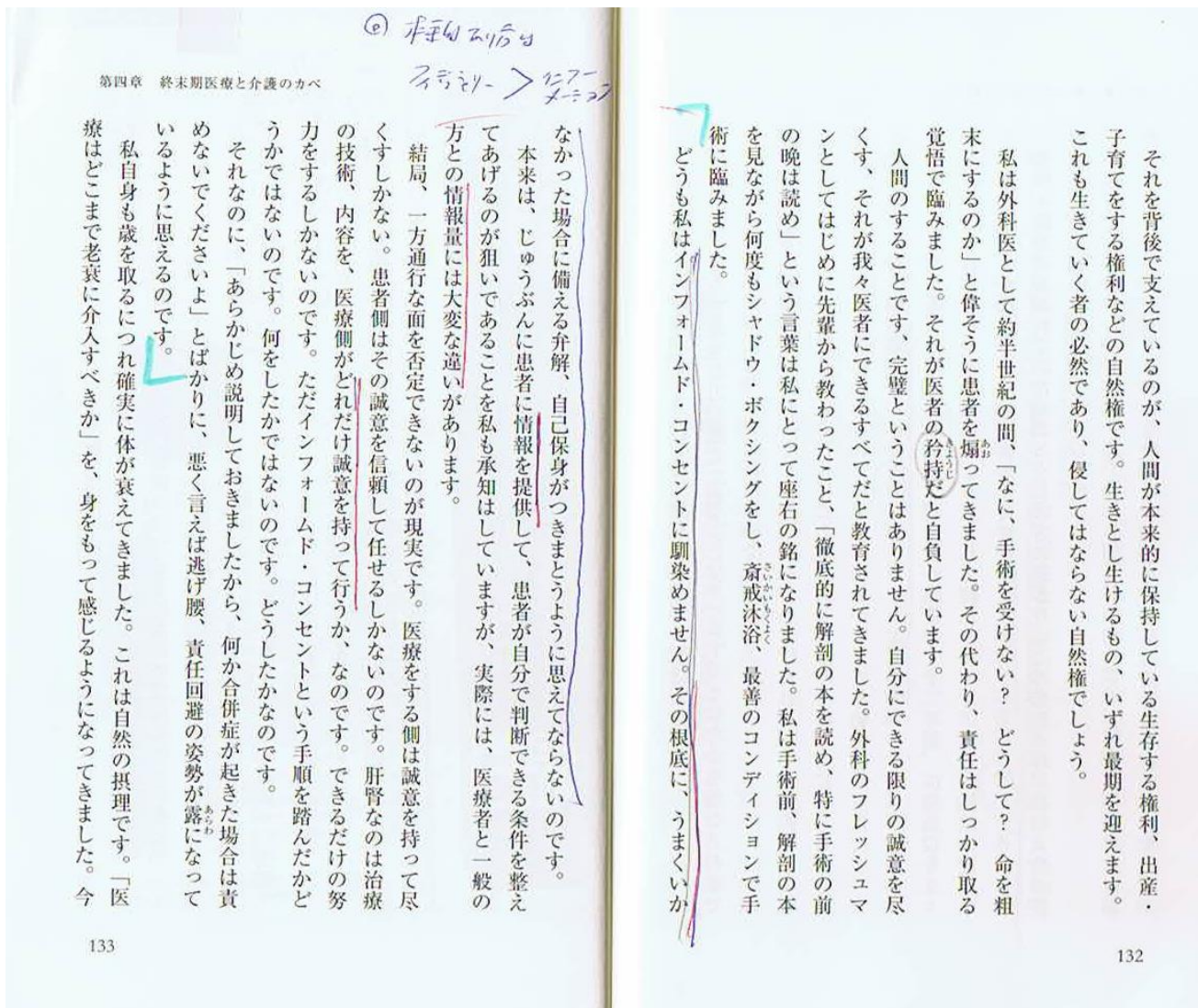
3) 契約と信認の基本的相違は、樋口範雄『フィデューシャリー[信任]の時代』（有斐閣、1999年）が参考になる。特に、受託者の帳簿具備義務（第6章）は会計の本来的あり方に通じる。医者患者間（他にも後見人・被後見人など）の関係を契約法理とは異なる信認法理を立てる必要性は、医療世界の現状をみても、きわめて重要といえる。そして、その法理の視点は現代の会計世界にも当てはまる。

4) 前回の補注でも述べたように、会計上は中2階的位置（1階と2階の交錯）の存在を考慮すると、全体が一層よく見えてくるだろう。ちなみに、監督官庁からみれば2階の会計が金融庁主導といえ、1階は経産省や国税庁（および中小企業庁）となる。この点は、例えば経産省の企業財務委員会中間報告書（2010年4月）のなかにも見られる（連載「現代会計時評」第15回「市場・企業・社会と会計」「経営財務」2012年7月23日号、No.3074参照）。なお、表の利用者（投資家）中心観と会計プロセス中心観は本連載の第1回「衣装哲学と会計の本質」（「経営財務」2013年1月28日号、No.3099）参照。

表：1階の会計と2階の会計
－2つの会計の基礎とあり方－

2階 (会社=モノ)	株主→会社(所有2)、市場法(金商法)、自由契約、投資判断、自己責任、フェア(fair、市場)、取引法会計、投資判断の有用性、予測・情報、金融優位、所有資本家、利用者(投資家)中心観
1階 (会社=ヒト)	会社→財産(所有1)、組織法(会社法)、信認、高度な忠実義務、信頼・良心・正義・公正、 信認義務会計、信認義務と倫理性、実物(現実資本)中心、機能資本家、会計プロセス中心観

資料① 石飛孝三『「平穩死」という選択』132-33頁



資料②：高知新聞「声ひろば」平成24年11月19日

11月19日(月)

(第3種郵便物認可)

「遅咲きのヒマワリ」
清久美智子 64 経理事務
(高知市潮見台)
清流に歴史と文化を映す
まち「四万十」。四季を彩
る山々。真っ青な空。川底
まで見通せる澄み切った四
万十川。そのゆったりとし
た流れに似合う沈下橋。高
知の美しい自然が毎週民放
で全国に流れている。

「ドラマ「遅咲きのヒマワ
リ」。現代に生きる若者の
悩みや弱さ、寂れゆく商店
街、残される高齢者、将来
への不安。高知のどの町に
も当てはまるような現状が
見える。「地域おこし協力
隊」に応募してきた都会の
無気力だった若者がここに
生きる人たちと力を合わせ
心を通わせ地域を元気にし
ていく。と同時に自分も人
間として成長していくとい
う設定だ。

四万十市ホームページの
アクセス数が急激に増えた
とか。高知県は美しい自然
の宝庫だ。スカイツリーや
リニューアルした東京駅も
良いが自然の美しさにはか
なわない。心が癒やされ、
感動の余韻に浸れる。もし
て四季の移ろいがさまさま
な姿で私たちを魅了する。
ドラマを見ている多くの
人たちが高知の四万十に興
味津々だろう。この機会に

乗じて一過性に終わらない
観光行政に力を注いでほし
い。沈下橋を自転車できっ
そうと渡るシーンは明るい
未来を感じさせてくれる。

平穏死と尊厳死法
石川純治 64 大学教授
(横浜市都筑区桜並木)
(高知市出身)
終末期に安らかな死を願
っても、過剰な延命治療で
本意な最期を迎える人が
多い。その根底には現代社
会に潜む問題性が横たわっ
ている。外科医から特養医
師に転身した石飛幸三氏は
無責任な事なかれ主義が現
状を招いたと喝破してい
る。

患者の尊厳死(平穏死)
を保障する法制度が検討さ
れているのも、そうした背
景がある。その目的の一つ
に医師の免責があるのもい
かにも現代的だ。本来な
ら、法律によらずとも自
分の最期は自分で決めるの
が当たり前で、安らかに死
む権利は法律で守られるも
のではないはずだ。私も会
員である日本尊厳死協会の
「尊厳死の宣言書」第1項
「高知でとるだろう。」
は「いたずらに死期を引き
延ばすための延命措置はお
断じます」である。こう
宣言しておかないと、その
権利は守れない医療の現実
がある。

90歳になる母は山あいの
静かな介護施設で暮らして
いる。家族にとつて一番の
懸案は最期の「みどり」を
ラ以外でも忘れ難い。「快
活な母は山あいの
静かな介護施設で暮らして
いる。家族にとつて一番の
懸案は最期の「みどり」を
ラ以外でも忘れ難い。「快

殺陣名人列伝
田中勲 68
(高知市鳥越)
時代劇といえはチャンパ
ラ。スクリーンせましと斬
りまくった殺陣名人を選ん
でみた。豪快な剣さばきの
大友柳太朗は正調チャンパ
ラ以外でも忘れ難い。「快

声ひろば

西内知之 45 (四万十市竹島)

傑黒頭巾は「二拳銃の痛
快乱れ撃ち、「酒と女と槍
(やり)」は馬上の華麗な
槍の舞、「丹下左膳」は雙
眼隻手の大立ち回り、「十
兵衛暗殺剣」は凄惨(せい
さん)きわまる小太刀殺法
が思い出される。

剣術師範や剣豪、用心棒
など、腕の悪役が専門、
戸上城太郎のチャンバラと
面構えは超一級品だった。
東宝版「柳生武芸帳」では



中村駅
ホーム
特急「南風」新設40年